

第1章 総則

第1条(目的)

この運営細則は、日本中古自動車販売商工組合連合会(以下「中商連」という)オートオークション規約ならびに群馬県中古自動車販売商工組合(以下「群中商」という)オートオークション規約に基づき、群中商が主催する中古自動車のオークション(以下「オートオークション」という)の運営をより円滑に実施することを目的として定める。

第2条(メンバー及び特別参加者の登録)

1. 群中商オートオークション規約(以下「当商組規約」という)第3条1項 号のメンバー登録申請は、申請者が中商連所定の申請書を提出して行なうものとする。
2. 当商組規約第3条1項 号の特別参加者のうち当商組がIDカード(特別参加者カード)を発行する会員(以下「ポス会員」という)の登録申請は申請者が次に定める書式による各書類を当商組に提出して行ない、当商組は登録の可否を申請者に通知するものとする。ポス会員の登録は入会金の入金をもって行なうものとする。

登録に関する必要書類

入会申込書

代表者の略歴

事業内容書

オークション登録参加誓約書

会社登記簿謄本(個人の場合は住民票)

事業所印鑑証明(個人の場合は代表者の印鑑証明)

代表者・保証人の印鑑証明

代表者・保証人の資産を証明するもの

(土地納税通知書・資産評価証明書・土地評価証明書等)

古物商許可証(写し)

事務所または展示場外観写真

* 中販連メンバーについては、登録参加誓約書の提出と中販連発行のメンバーカードを提示する。

3. 当商組規約第3条1項 号の特別参加者のうちIDカードを発行せず会場外での落札のみの会員(以下「ネット会員」という)は、提携先との契約に基づき登録するものとする。
4. メンバー及び特別参加者は、商号、住所等を変更したときは、その旨を速やかに当商組に届けでなければならない。

第3条(登録料・更新料等)

1. 当商組規約第3条1項 号のメンバー登録申請をしようとする者は、申請に際して中商連運営規程が定める登録料または更新料を当商組に納付しなくてはならない。
2. 当商組規約第3条1項 号のメンバーの登録は、ポス登録料として10,000円の入金をもって行なうものとする。

3. 本則第2条2項、ポス会員の登録料は30,000円とする。また更新は2年毎とし、申請をしようとする者は更新手数料3,000円、従事者は1名につき1,000円を当商組に納付しなくてはならない。
4. 前3項の登録料および更新料について手続きが終了した後は、事由を問わず返還しない。

第4条（カードの携行と提示）

1. メンバーおよび特別参加者は、メンバーカード・特別参加者カード（以下「IDカード」という）を常に携行し、当商組が求めたときはこれを提示しなければならない。当商組は、IDカードを提示しないメンバーについては、オークション会場への入場を拒否することができる。IDカードは必ず見やすい位置に着けることとする。
2. IDカードを忘れた場合は当商組発行の「臨時入場許可書」を必ず胸に着けることとする。
3. メンバーまたは特別参加者の登録を抹消された者は、ただちに当該カードを当商組に返還しなくてはならない。

第2章 オークション

第5条（オークションの方法）

オートオークションに於ける、出品、落札等の取引はポス（POS）＆コンピューターシステム（セリ上げ方式）によって処理されるものとし、参加者はこのシステムによる結果を遵守しなければならない。またオートオークションの開催日、開催時間は都合により変更することができる。オークションのセリ順は、公正な方法により当商組が定め変更や意義の申し立て等は受付けないものとする。

第6条（参加規定）

1. オークション会場に入場するには、当商組規約第3条の参加資格者がIDカードの提示ならびに参加申し込みを行なった者に発行されるポスカードにより、受付機を通し行なうものとし、端末に差し込むことにより参加、引きぬくことにより退場とする。
2. オークション会場で、席を離れる場合は、必ずポスカードを携帯することとする。万一、ポスカードを差し込んだまま席を離れ、その間に落札された場合は、ポス登録者の責任とする。ポスカードの紛失・破損・盗難等の場合は、当商組所定の手続にてすみやかに再発行を行ない、再発行手数料5,000円を当商組に納付するものとする。（紛失・盗難等の届出がなく、悪用された場合はポス登録者の責任とする。）

第7条（出品手続および搬入）

1. 出品の申し込みは、出品申込書を添えてオークション会場に車両を搬入することにより行う。
2. 出品車の搬入受付時間は木曜日正午までとする。ただし、水曜日正午～木曜日正午までは当日出品扱いとなり、木曜日正午以降は翌週の出品扱いとなる。
3. 出品車は、会場内の指定両置場に搬入することとする。

4. 出品者は、車両搬入前に十分点検し出品申込書に各事項ならびに、品質・性能・瑕疵については誠実に申告記載するものとする。
5. 車両の搬入は係員の指示に従い上記出品申込書を1台ごとに添えて行うこととし、走行ステッカーを指定の場所に同じく1台ごとに貼付するものとする。
6. 様式違いのもの、ならびに残車については事務局により必要に応じて新たに出品申込書を作成する。
7. 受付時間外の出品は原則として認めない。
8. 車両搬入後の出品取消しは、いかなる事情があっても認めない。但し、特別に流通委員会もしくは当商組の判断により、オークションの運営に支障があると判断したときはこの限りではない。

第8条（出品車両の条件）

1. 出品車両は、中商連運営規程第7条1項および下記事項に定める条件を満たすものであることを原則とする。

保安基準に適合しうる車両。

移転登録等必要書類が完備する車両。

出品申込書に虚偽の申告、誤記入、記入洩れがなく正確に記載された車両。

違法車（盗難・接合・車台番号の刻印に疑義があるもの・差押え車）でないこと。

燃料が必要以上ありエンジン始動のうえ自走可能な車両。

永久抹消および輸出抹消登録済の車両でないこと。

使用済自動車として引取報告済の車両（電子マニフェスト手続済車両）でないこと。

車検付出品でナンバープレートのついていない名変中車両等（軽自動車・バイクを除く）の出品は認めない。出品された場合は出品取消しとする。

原則として建設機械、大型ブルドーザー、その他特殊車両は受け付けない。

125cc以下の車両（バイク等）は抹消してあること。

ネット会員の出品ではないこと。

2. 当商組は、前項に定めた条件を満たさない車両であっても、相当と判断したときは出品を認めることができる。

第9条（出品車両への付属品添付）

1. 出品車両には、スペアタイヤ・工具（最低条件としてクリップ回し）・ジャッキを添付しなければならない。また、装備品については正常に作動するものとし、欠品・作動不良については出品申込書に申告するものとする。
2. 保証書・記録簿や付属品（リモコン類・ナビ・ディスク等）は、車内に入れたままにせず出品者が保管するものとし、車内に入れたままでの盗難等のトラブルに関して、当商組は責任を負わないものとする。

第 10 条（出品申込書の記入）

1. 出品者は、出品申込書に本則第 8 条および 9 条に定めた事項を含めた必要事項を洩れなく、且つ、正確に記載する。（工具・エアコン・ステレオ等の装備品の有無およびその状態、ならびにリサイクル預託相当額についても正確に記載する。）
2. 車歴（自家用・レンタ・営業用・教習車等）および乗車定員（2 人乗り・3 人乗り）は必ず記載する。（未記入の場合はクレームとする場合がある。）なお、リース車は自家用扱いとする。
3. 社外品に関しては出品申込書に申請義務があり、また社外品が多数ある場合は重要部品を必ず記載する。（未記入の場合はクレームとする場合がある。）
4. 不良箇所については、出品申込書の注意事項欄に記載する。（未記入の場合はクレームとする場合がある。）
5. 出品申込書に車色・色コード（カラー番号）は必ず記載する。基本的に車体色と色コードが違う場合は、色コードを優先とするが、黒・白系統で車体色違いのトラブルが発生した場合は、当商組の判断によりクレームとする場合がある。
6. 出品申込書の装備品の欄は純正品のみの記載とし、社外品との重複記載の場合はクレームとする。なお、純正品が提出できない場合は、値引き 1 万円以上の処理とする。
7. 出品車両が車検付の場合は出品申込書に車検月・登録番号を必ず記載する。
8. 出品者は、出品車両の走行メーターの距離表示に疑問があるときは、出品申込書の走行距離欄の km の後に次のマークを記載する。メーター改ざん車は「*」の記号を記載・メーター交換車は「\$」の記号を記載・走行不明車は「#」の記号を記載し注意事項欄にその理由も記載する。

あらかじめ、メーター改ざんがわかっている場合は、その旨を注意事項欄に記載する。また、走行距離記入欄に現在の走行距離を記載して「*」の記号を記載する。日本オートオークション協議会で提供するシステムによりメーター改ざんがわかった場合には、調査回答書の提出を求める場合がある。

積算計 1 回転の車両で記録簿がない場合、現在の表示距離を走行欄に記載して「#」の記号を記載する。

メーター交換車は、認証・指定工場で交換されたことを証する保証書・記録簿など客観的に証明できる書面があり、日付、交換前の走行距離の記載を必要とする。また、中古メーターも同様の証明書類を必要とする。証明できる場合は現在の表示距離と交換時の走行距離を合算した距離を走行欄に記載して「\$」の記号を記載する。メーター交換が証明できない場合は「メーター改ざん」の扱いとし「*」の記号を記載する。

注意事項記入（例）

メーター交換車で証明書類がない場合

メーター交換、証明がないため、メーター改ざん車扱い

メーター交換車で証明書類がある場合

平成〇年〇月〇日走行〇〇km 時メーター交換、記録あり 現メーター〇〇km

第 12 条（指し値）

出品者は、出品と同時に出品申込書にスタート価格および、最低落札価格（指し値）を記入しなければならない。

第 13 条（価格調整）

1. 出品者は原則として価格調整のため、価格調整室に向き価格調整員と協議しなければならない。
2. 当商組の価格調整員には、出品者の指し値の指定がある場合でも、当該車両のセリ売りの際に出品者が価格調整室に不在のときは、調整権限を与え指し値以下（20,000 円以内）の価格で落札とすることができる。

第 14 条（落札の決定）

1. 出品車両の落札は、最高応札者の会員番号がセリ表示機に表示されたときに決定とする。
2. 後商談については、最終応札者を優先とし、当該車両のセリ終了後 5 分以上経過した時点で他の希望者との調整を行なうものとする。また成約を決定するには、出品者・希望者双方の確認を必要とする。（希望者の申込金額と出品者の希望価格が同一でも、出品者に確認がとれなければ成約としない。）

第 15 条（与信限度額の設定）

当商組は全会員に対し、会員区分別に与信限度額（落札金額の制限）を設けることができる。ここでいう与信限度額とは落札車両代金の合計を意味するものとする。但し、当商組が認めた会員についてはこの限りではない。

組合・協会員	700 万円	県外組合・協会員	500 万円
ポス会員	300 万円	ネット会員	300 万円

第 16 条（落札代金の清算手続）

1. 落札者は落札車両の落札代金・それに関わる決済をオークション開催日より 5 日以内に、完了しなければならない。
2. 落札代金の決済は、現金・銀行振込または、次に当商組が定める支払い方法のみの受付とする。発生した振込手数料は送金側の負担とする。

JUオークションカードによる決済

（開催翌日までに当商組に申込書を送信し、送信確認を必ず行なう。）

3. 落札代金の決済の完了とは、本条第 1 項の定める期間内に当商組にて確認できたものとする。落札代金と次回のオークションでの成約車両代との相殺は原則として認めない。
4. キャンセルとなった車両に関して決済が行なわれている場合、当商組にて出品者からの車両代金の返金が確認できた時点で搬出が認められる。また、落札者が落札車両の書類をすでに受け取っている場合は、当商組にキャンセル車両の書類が届いた時点で車両代金を返金することとする。

第 17 条（所有権の留保）

1. 落札者が落札車両代金を当商組に代金の決済を行なう前に、当商組が出品者に対して成約車両代金を支払った時点で落札車両の所有権は当商組に移転し、落札者が落札車両代金を支払った時に車両の所有権は落札者に移転する。
2. オークションの取引上で車両代金の支払いを怠った場合に、当商組に対し留保されている当該車両は、当商組は取引店の承諾なしに引き上げることができる。

第 18 条（出品者の書類の提出）

1. 出品者は、成約手続が完了した車両について、成約車両の書類をオークション開催日から 5 日以内に当商組へ提出しなければならない。
2. 書類の完備について
当商組における書類の完備とは、全国どこの陸運支局、または検査登録事務所でも登録可能で、且つ差し替え可能なものとする。
3. 提出書類の要件
出品者は、書類の印鑑証明または委任状・申請依頼書の有効期限が当商組到着日を含め 1 ヶ月以上あるものとする。ただし、出品申込書に有効期限が明記された場合はこの限りではない。
車検切れ、または翌年度 5 月 30 日までに車検が切れる車両は、落札者からの請求があった場合は納税証明書を提出しなければならない。ただし、軽自動車については、原則この限りではない。
4. 書類不備
車検切れ車両のナンバーの外し忘れ等による移転登録書類（継続）・抹消登録書類の遅延は、書類不備とする。
トラブル防止のため、ダブル移転・相続（共同相続完了後の継続書類も含む）・未成年等の書類は受付けない。その場合、必ず自社名義にして書類の提出をするものとする。
印鑑証明等、書類の差し替えが必要な場合も書類不備とする。
* 上記不備は、事務局未提出扱いとし且つ経過日数（オークション日より 11 日以上）によって遅延ペナルティの対象とする。
5. 抵当権設定車
抵当権設定車または差押え等の事実が成約後に判明した場合、かかる費用は全て出品者責任にて負担し、抵当権・差押えの解除の処理を行なうものとする。
6. 継続書類の対応
検査が切れている車両の書類は、ナンバーの外し忘れ等により落札者が継続を要求した場合は出品者に継続書類を依頼することができる。ただし、継続が不可能な場合は抹消謄本とし、ペナルティの対象とする。
7. オークション当日のナンバー抹消依頼
落札者からのナンバー抹消依頼はオークション終了までとし、車検満了日がオークション開催月の翌月までを受付とする。翌々月以降については原則として受付けない。

8. リサイクル券付車両

リサイクル券は、書類の一部とする。出品店がリサイクル券を紛失してしまった場合は「リサイクル料金預託状況」の確認できる書面を成約書類に添付するものとする。

9. その他

書類提出に際し、自動車税領収書および還付請求委任状等の添付がない場合、本則第2章 21 条第 3 項 号により還付金の請求に応じなければならない。

第 19 条（落札者への書類の交付）

当商組から落札者への書類の交付は、落札者がメンバー登録または特別参加者登録に関して届け出た住所宛に発送すれば足りるものとする。

第 20 条（登録名義の変更）

1. 落札者は、落札車両について登録名義の変更がなされたときは、速やかにその登録証の写しを当商組に送付するものとする。なお、オークション起算日より 60 日を経過しても登録名義の変更が確認できない場合、または事務局が必要と判断した場合は以下の各号の対象とする。

事務局は現在登録証明書を手配し、その費用として 2,000 円を落札者に請求することができる。

ペナルティ（本則第 21 条 4 項）を徴収し、出品者に支払うものとする。

2. 軽自動車については、原則として自動車検査証の写しに軽自動車変更（転出）申告書の写しを添付し、送付するものとする。
3. 軽自動車の場合、落札者は前所有者に税請求が発生しないよう手続きを行わなければならない。手続きを怠り翌年度、前所有者に税請求が発生した場合には、ペナルティとして、落札者より、10,000 円を徴収し出品者に支払うものとする。
4. 書類の有効期限超過、または書損・紛失等の場合、落札者は出品者または旧所有者にその再交付を直接求めることはできない。落札者は当商組を介して事態の解決を計るよう努めなければならない。本則 29 条により所定の手続きをとるものとする。
5. 落札者は、名義変更前の落札車両にて法定違反行為があった場合、速やかに対処するとともに必ず当商組に報告しなければならない。報告がない場合には、迷惑料 10,000 円のペナルティとする。

第 21 条（自動車税の預り金処理）

1. 落札車両が抹消されていない場合、落札者からオークション起算日の翌月から当該年度末までの自動車税相当額を月割りで預かるものとする。ただし、1 月開催のオークションでは 3 ヶ月分を、2 月開催のオークションでは 13 ヶ月分を預かるものとする。
2. 落札車両が軽自動車の場合、落札者から保証金として 10,000 円を預かるものとする。なお、オークション起算日の翌年度になって名義変更が完了した場合は、保証金の一部より自動車税を充当するものとする。

3. 当商組は、落札者から落札車両の名義変更完了の通知を受けたときは、以下の各号により預かり金の清算を行なうものとする。

当該預かり金のうち残り自動車税未経過相当額を出品者に支払い、残金を落札者に返金する。

本条第 3 項 号において清算処理した後、抹消となり還付が発生した場合、その抹消登録日から 7 日以内、但し抹消登録日が月末最終日の場合は翌月 5 日以内に当商組への連絡及び登録証写しの提出をもって受付とし、出品者に還付金の請求をする。なお、上記期日を経過した場合には受け付けない。また、還付書類が落札時に落札者に送付されたにも関わらず、還付手続きをとらなかった場合においても受け付けない。

本条第 3 項 号において清算後、出品者もしくは落札者から過不足に関する申し立てがあった場合、清算日より 30 日以内に受け付けし、再清算を行なうことができる。ただし清算日より 30 日を経過した場合には受け付けない。

4. 落札車の名義変更期限はオークション起算日の翌月末とし、翌々月の 5 日までに変更通知を提出するものとする。万一、遅延の際は、期日までに当商組に報告するものとする。なお、変更通知・遅延報告がない場合はペナルティ 10,000 円とし、ペナルティは落札者より徴収の上出品者に支払うものとする。またその際、普通車は事務局で現在登録証明書を手配し、その費用として 2,000 円を落札者に請求することができる。
5. 印鑑証明等の有効期限から 7 日を経過しても報告がない場合、事務局は現在登録証明書を手配し、その費用として 2,000 円を落札者に請求することができる。
6. 名義変更完了の車両がキャンセルとなった場合、出品者は速やかに名義変更しなければならない。またその場合、オークション起算日の翌月から落札者の名義変更日までの自動車税は出品者負担とする。

第 22 条（車両の搬出）

1. 流札車両はオークション終了後速やかに搬出することとする。搬出の期限は「月曜日午前 9 時まで」とする。（時間厳守）9 時以降に搬出されていない車両は原則として再出品扱いとする。また、「月曜日午前 9 時以降」無断で搬出した場合、ペナルティ 1 台につき 5,000 円とする。
2. 落札車両の搬出は「水曜日正午まで」とし、以降搬出されない車両は原則として再出品またはペナルティの対象とする。
3. 流札・落札車両の搬出時間は、下記の通りとする。

	流札車両の搬出時間	落札車両の搬出時間
木曜日	オークション終了後～24 時間	オークション終了後～24 時間
金曜日		8:00～22:00 まで
土曜日		
日曜日		
月曜日	午前 9 時まで（以降再出品）	
火曜日		
水曜日		8:00～正午まで（以降再出品）

4. 車両の搬出は、搬出券と当該車両を係員が確認の上行なうものとする。
5. 搬出規制会員の搬出は事務局営業時間内に車両代金の入金確認後とする。(事務局営業時間外は受け付けない)
6. 会場内に置いてある出品以外の車両は以下のペナルティの対象とする。
 - 1 台につき、ペナルティ 5,000 円とする。
 - 以降 1 開催ごとに、ペナルティ 5,000 円とする。また、1 ヶ月以上車両を放置した場合には強制排除(所有者負担)により撤去することができる。

第 23 条 (搬出規制)

1. 当商組は、会員が落札した車両に対して搬出規制をかけることができる。搬出規制車両は、決済確認後に搬出を認めるものとする。

メンバー

当商組主催オークションへ初めて落札された場合は、車両代金の決済確認後に搬出を認めるものとする。ただし、当商組が認めたものはこの限りではない。

特別参加者

落札車両の搬出は、車両代金の決済確認後に搬出を認めるものとする。

第 24 条 (当商組の義務の免除)

1. 当商組は、オークション開催日以降残された車両の保管義務を負わないものとする。
2. 本則第 19 条によって書類を発送したときは、以降、書類の保管および引渡し義務を免れる。

第 25 条 (その他のオークション)

自動車に関わる用品のオークションを行うことができる。

第 3 章 手 数 料

第 26 条 (手数料)

1. 当商組オークションに関わる各種手数料は下記の通りとする。

		県内 組合員	県内 協会員	中販連 メンバー	ディーラー	ホス会員
手 数 料	出品料	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円	6,000 円
	成約料	8,000 円	8,000 円	8,000 円	8,000 円	8,000 円
	落札料	8,000 円	8,000 円	8,000 円	8,000 円	8,000 円
ネ ッ ト 落 札 料	JU 入札ネット	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円
	JU リアルネット A タイプ	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円
	JU リアルネット B タイプ	11,000 円	11,000 円	11,000 円	11,000 円	11,000 円
	JU リアル プラス	9,500 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円	9,500 円
	プレミアム	12,500 円	12,500 円	12,500 円	12,500 円	12,500 円
	レギュラー	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円	15,000 円

ネット会員落札手数料

	JU 入札ネット	JU リアルネット A タイプ	JU リアルネット B タイプ	JU リアルプラス	プレミアム	レギュラー
落 札 料	15,000 円	15,000 円	11,000 円	9,500 円	12,500 円	15,000 円

記念オークションの成約料・落札料は 500 円増しとする。但し、ネット落札料及び、ネット会員落札手数料は、この限りではない。

中販連メンバーは、本則第 3 条 2 項の手続きが完了している会員とする。ディーラーは、当商組規約第 3 条 2 項の会員以外とする。

商談手数料は、上記落札料 + 6,000 円とする。

再出品手数料は、1 台につき 500 円とする。

第4章 クレーム処理

第27条（クレーム申立期間）

1. クレーム申立期間は、別冊『J U 関東甲信越オークションマニュアル』に掲げるとおりとするが、抵触したときは本則が優先する。
2. 前項の申立期間の計算は、中商連オートオークション運営規程第20条3項で定めるところによる。
3. 1項の申立期間の定めに抵触してなされたクレーム申立は却下される。

第28条（クレーム申立の方式）

クレーム申立は、申立人が当商組に口頭、または書面を提出して行なう。ただし、当商組は申立人に対し、申立理由を補充する書面の提出及び落札車両の提示、その他の証拠の提出を求めることができる。いかなる場合でも、当事者間の折衝は禁止とする。

第29条（クレームに対する裁定）

1. 当商組は、クレーム申立に関する事項について落札車両の状態が出品申込書の記載と相違していると判断したときは、クレームは理由があるものとして、中商連規約第21条1項及び当商組規約第19条に定めた裁定を出品者、落札者の双方に告知する。
2. 前項の裁定の種類についての適用基準は、おおむね中商連運営規程付属別表7及び別冊『J U 関東甲信越オークションマニュアル』に掲げるとおりとするが、抵触したときは本則が優先するものとする。
3. 当商組の検査は、参考の為のものであり、主たる目的は評価点を設定するものである。したがって、出品者の申告がなかった場合の責任は、全て出品者側にあり当商組はその責を負わない。
4. クレームが発生した場合は、事務局は中立的立場により出品者・落札者双方と折衝し、双方もまた、クレーム解決に向けて努力する。解決が不可能な場合は、諮問委員会の裁定に従うものとし、これに従わない場合は、オークションへの参加制限・入場停止等の処置をすることができる。

<ペナルティ裁定基準>

1. 『J U 関東甲信越オークションマニュアル』の「ネット」とはオークネット、ライブ、リアルネットも含まれる。

クレーム延長申請は原則的には認めないが、関東甲信越地区以外の落札車両未着等による場合は、オークション当日を含む5日間（月曜日午後5時まで）延長申請を受付、期間は最長でオークション当日を含む7日間（水曜日午後5時まで）とする。なお、関東甲信越地区のクレーム延長は受け付けない。

<その他のクレーム裁定>

1. クレームの申し立ての受付は、オークション当日を含む5日間（月曜日午後5時まで）とする。
2. 保証書・記録簿・リモコン類・ナビディスク等の未着受付期間は、事務局より書類発送後10日間とする。
3. ワンオーナー
ワンオーナーとは、あくまでも新車登録使用者名義の場合を意味するが、書類の関係上新車登録使用者名義からディーラーならびに専門者に商品登録した車両は、名変後の期日は問わずワンオーナーとみなす。
4. メーター
メータークレームの証明として、走行ステッカー等は証明にはならない。

第5章 ペナルティ

第30条（手続き）

1. 当商組は、オークション参加者に当商組規約、当商組細則、中商連運営規程、関連協規約または関連協細則に違反する行為があったとの疑いを持ったときは、その者にペナルティを科するかどうかをいつでも審議することができる。
2. 当商組は前項の審議に際し、当該オークション参加者に口頭または書面による釈明の機会を与えなくてはならない。ただし、その者が釈明の機会を放棄したときはこの限りでない。

第31条（ペナルティの裁定）

1. 当商組は、オークション参加者に、当商組規約・当商組細則・中商連規約・中商連運営規程・関連協規約または関連協細則に違反する行為があったと認めたときは、その者に当商組規約第24条に定める罰則を科する。
2. 前項の裁定の内容は、別冊『JU 関東甲信越オークションマニュアル』および本則に掲げるとおりとする。

第 6 章 雑 則

第 32 条 (改正)

この細則（付属の別表を含む）の改正は当商組の流通委員会の答申に基づき、当商組の理事会が行なう。

第 33 条 (施行)

この細則は、平成 19 年 9 月 6 日より施行する。

附則 (平成 20 年 1 月 10 日改正)

第 3 章 第 26 条の 1 の変更規定は、平成 20 年 1 月 10 日より実施する。

附則 (平成 20 年 3 月 1 日改正)

第 2 章 第 18 条の 8 の変更規定は、平成 20 年 3 月 1 日より実施する。

第 4 章 第 29 条の 3 の変更規定は、平成 20 年 3 月 1 日より実施する。

附則 (平成 20 年 7 月 1 日改正)

第 3 章 第 26 条の 1 の変更規定は、平成 20 年 8 月 1 日より実施する。

附則 (平成 20 年 12 月 1 日改正)

第 2 章 第 21 条の 3 の変更規定は、平成 20 年 12 月 1 日より実施する。

附則 (平成 21 年 1 月 8 日改正)

第 2 章 第 10 条の 8 の変更規定は、平成 21 年 1 月 8 日より実施する。

第 2 章 第 11 条の 2・3 の変更規定は、平成 21 年 1 月 8 日より実施する。

附則 (平成 21 年 4 月 9 日改正)

第 2 章 第 21 条の 4 の変更規定は、平成 21 年 5 月 14 日より実施する。

第 3 章 第 26 条の 1 の変更規定は、平成 21 年 6 月 4 日より実施する。